

第二次日本赤十字学園中期計画

～「生きる」を支える人づくり～

(平成 26 年度～平成 30 年度)

目 次

I.	学園の理念・目的とビジョン	1
1.	理念と目的	
2.	社会の中で大学が置かれている状況	
3.	学園のビジョン	
II.	教育の充実・強化	2
1.	赤十字の特色ある教育の推進と人材育成	2
(1)	赤十字の理念に基づく教育の充実	
①	赤十字教育・災害看護教育などの実践力の強化	
②	海外教育機関との交流促進・海外体験の促進	
(2)	保健・医療・福祉の現場を支える人材の育成	
①	より広い地域で活躍する人材の育成	
②	内外の赤十字活動を担う人材の育成	
(3)	赤十字ネットワークとの連携	
2.	質の高い教育の実践	5
(1)	学部・学科の教育課程の改善	
①	社会のニーズに対応できる幅広い教養と高い技術の習得	
②	主体的に学ぶ学生を育む教育の推進	
③	授業評価等の活用促進と FD の充実	
(2)	大学院教育の充実・整備	
①	修士課程の充実	
②	博士課程の整備	
③	サテライト・キャンパスの活用	
(3)	6 大学の連携強化	
①	単位互換の促進	
②	遠隔教育システムを活用した教育の推進	
3.	優秀な学生の確保と学生支援	7
(1)	入学者選抜方法の改善	
(2)	奨学金制度・特待生制度の拡充	
(3)	きめ細かな学生支援	
(4)	国試に向けた学生支援の強化	
III.	研究の充実・強化	8
1.	研究活動の充実強化と社会還元	8
2.	競争的外部研究資金等の確保	8
(1)	科学研究費補助金の獲得と体制の整備	
(2)	大学教育改革支援事業への積極的応募	
(3)	学園研究助成金の効果的な配分	
3.	日本赤十字国際人道研究センター事業の充実・組織の強化	9

IV. 社会貢献の拡充・強化	9
1. 地域社会との連携強化	9
(1) 自治体等との連携・協力の促進	
(2) 地域の諸課題への積極的な取組み	
2. 地域住民への生涯学習の場の提供	10
3. 社会的活動の促進	10
V. 業務運営の改善	11
1. 大学ガバナンスの強化	11
(1) 法人・大学運営体制	
①理事会・評議員会の充実と効率化	
②監事機能の充実	
③法人・大学の諸規程の見直し	
④効率的な大学運営の強化	
(2) コンプライアンスの強化	
(3) 広報活動の充実強化	
2. 財政基盤の確立	12
(1) 経営意識の醸成	
(2) 経営基盤の確立	
(3) 教育研究向上のための財源確保	
3. 人材の確保と育成	13
(1) 人事交流等の促進	
(2) 教職員研修の充実強化	
(3) 教職員モラル・人権意識の向上	
4. 危機管理体制の構築	13
(1) 危機管理と安全管理	
(2) 環境意識の向上とエコ対策	
5. 質保証システムの構築	13
6. 校友ネットワークの強化	14
7. 専門学校キャンパス化、大学新設構想の検討	14
各大学・短期大学における重点的な取組み	
日本赤十字看護大学	15
日本赤十字北海道看護大学	17
日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学	19
日本赤十字豊田看護大学	21
日本赤十字広島看護大学	23
日本赤十字九州国際看護大学	25

I. 学園の理念・目的とビジョン

1. 理念と目的

学校法人日本赤十字学園は、日本赤十字社の看護師養成の一翼を担うものとして設立され、赤十字の理想とする人道の理念を基調とした看護、介護福祉教育を行うことにより、資質の高い優秀な看護師及び介護福祉士を育成することを目的とする。

各大学は、これらの専門の学術を教授、研究し、学生に幅広い教養と応用能力を養い、もって国内外で活躍する実践力のある人材を育成するとともに看護学、介護福祉学の発展に寄与する。

2. 社会の中で大学の置かれている状況

第一次中期計画策定以降、日本社会は、長引く経済不安、加速する少子高齢化社会、グローバリズムの更なる進展など先行き不透明の課題山積の様相を呈している。

こうした社会の中で大学には、社会の変化に伴う課題の解決を担う人材の育成が求められている。特に予測不能で正解を見出し難い時代にあって学生には生涯学び続け、自ら主体的に考える力や問題を見出す力やその解決力が求められている。また大学全入時代を前に学生確保の困難さや看護系大学・学部の新設による大学間の競争も激化している。

こうした中、本学園の各大学の運営も厳しい環境にさらされており、優秀な学生の確保や校舎、教育設備等の更新に備えた財源確保等、先行きの経営環境は楽観できない状況にある。

3. 学園のビジョン

本学園にとり、将来にわたる大学の健全な運営、適正な事業の遂行は理想とする教育を実現するための基盤である。本学園に求められる社会的使命を達成するためには、各大学の教育、研究、社会連携・貢献を担う教学部門と組織・運営体制並びに財務、施設設備・整備計画を担う事務部門が問題意識を共有し、共に連携して業務に当たることが重要である。

第一次中期計画においては、平成24年度に日本赤十字秋田看護大学が完成年度を迎えたことから当学園各大学の四大化が完了し、すべての大学に大学院修士課程が設置されるなど大学教育の基盤が構築された。

第二次中期計画においては、各大学の教学機能、事務機能の向上により内実の伴った大学組織を構築するとともに、質の高い教育、研究活動に不可欠な安定的な経営基盤の確立を目指す。また、学長のリーダーシップの下、自ら主体的に学ぶ学修意欲旺盛な学生を育み、学修成果をあげることで大学の教育の質の確保を図る。一方で地域

との連携強化を図り、地域で必要とされ、地域再生の核となる大学を目指す。

これらを踏まえ、本中期計画では、目指すべき大学の方向性として以下の5つのビジョン(目指すべき大学のイメージ)を掲げ、事業への取組みの指針とする。

1. 「質の高い教育を実践する大学」
2. 「社会の変化に対応できる大学」
3. 「6大学の連携の強みを生かした大学」
4. 「地域に貢献する開かれた大学」
5. 「健全な経営基盤に立つ成長する大学」

II. 教育の充実・強化

教育の充実・強化は、教育の質保証の枢要である。それを達成するためには大学として質の高い教育の提供と学修環境の整備に取り組むとともに、他方で「学生自身の主体的な学び」を引き出し、その双方が有効に機能し、相乗効果を生み出すことが必要である。

したがって、一方で各大学は教育課程の改善や教員の質的充実と個々の教育力向上に努め、大学が提供する教育サービスの質の向上を図るとともに、他方で学習意欲の低下や自己学修習慣の乏しい現代学生の特性を理解し、学生自らが主体的に学修に取り組む姿勢を身に付けるための工夫や指導が特に重要となる。

1. 赤十字の特色ある教育の推進と人材育成

(1) 赤十字の理念に基づく教育の充実

①赤十字教育・災害看護教育などの実践力の強化

赤十字の看護師養成の基盤となる赤十字概論や国際人道法等の赤十字分野の教育を強化し、“患者に寄り添う看護師”の養成を行う。あわせて、できる限り赤十字分野における専任教員の配置に努める。

また、地域における災害や防災の教育研究の拠点形成など特色ある大学づくりに努め、その一環として赤十字の災害救護活動の知見等を活用した災害救護教育や防災教育を推進する。

②海外教育機関との交流促進・海外体験の促進

各大学において海外の高等教育機関との交流協定締結等を積極的に進めるとともに、交流協定を締結した海外赤十字看護大学等との学生交換や教員派遣、国際共同研究事業等を拡充する。また、国際協力機構（JICA）等との連携による

看護関係者の受け入れ・派遣等も積極的に行う。

さらに国際看護や国際保健医療支援等の領域での海外演習等のほか、海外の看護専門家等による講演会、シンポジウム・セミナーの開催や国際交流協会、他大学留学生等との交流など国内で実施できる国際交流機会も視野に入れ、学生の国際性を涵養する。

看護大学の国際交流事業

大学名	平成 25 年度の国際交流事業	計画期間中の達成目標
日赤看護大学	<ul style="list-style-type: none">・スウェーデン赤十字大学（スウェーデン）・コロラド大学（アメリカ合衆国）・赤十字国際委員会（スイス）・モナッッシュ大学（オーストラリア）	<ul style="list-style-type: none">・継続・欧洲圏（ラ・スース大学（スイス）等）、アジア圏（タイ赤十字看護大学（タイ）等）も開拓
北海道看護大学	<ul style="list-style-type: none">・JICA 草の根技術協力事業への協力（モンゴル）教員派遣、研修生受け入れ・JICA 青年研修事業への協力（モンゴル）研修生受け入れ・学生の海外看護研修の実施	<ul style="list-style-type: none">・海外の他大学との交流実施・開発途上国に対する教育支援実施・助産学専攻での国際交流活動実施
秋田看護大学	<ul style="list-style-type: none">・モナッッシュ大学へ学生 10 人が 8/2～8/25 まで短期留学を行った・台北医学大学学生 5 人が 8/5～8/9 まで本学を訪れに学生と交流	<ul style="list-style-type: none">・従来までの交流は継続しつつ、新たな交流可能国との交流を図る
豊田看護大学	<ul style="list-style-type: none">・英国プリマスへの語学研修、英國赤十字社等訪問・カンボジア国際保健医療支援実習を平成 26 年 3 月に実施・台湾国 慈済技術学院医療管理学部の教員 2 名、学生 4 名が視察見学及び交流希望	<ul style="list-style-type: none">・左記の通り実施し、グローバルな視野を養う・台湾国 慈済技術学院医療管理学部については、看護学部も有しているので、積極的に、本学と定期的な交換留学の申し出があり検討中
広島看護大学	<ul style="list-style-type: none">・授業科目「国際看護学演習」として位置づけ、8～9 月に国際赤十字・赤新月社連盟（ジユネーブ）を訪問・授業科目「異文化コミュニケーション VI」として位置づけ、2～3 月にイギリスでの語学研修	<ul style="list-style-type: none">・海外演習及び語学研修の継続した実施
九州国際看護大学	<ul style="list-style-type: none">・牧園大学（大韓民国）並びにアメリカ（聖アンソニー大学大学院）との国際交流協定を締結・JICA 受託事業「インドネシア・看護実践能力強化プロジェクト」において教員を派遣・国際人道援助研修「H. E. L. P. in JAPAN 2013」を開催・学部 3 年次選択科目「国際保健・看護 II」	<ul style="list-style-type: none">・国際看護実践研究センターにおいて、国際交流協定校との連携を図る・教員のための国際フォーラムを開催する・学部教育における「国際」強化コースを設定する・研究科選択科目としての国際

	<p>において海外研修（ベトナム）を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際シンポジウムを開催 ・国際フォーラムを開催 ・ニュージーランド短期留学制度において学部生を派遣 	<p>人道援助研修「H.E.L.P. in JAPAN 2013」の継続開催ならびに履修者の増員を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生ならびに研究生の受入体制を確立し、増員を図る ・外国人研究員・教員の受入体制を整備する。教職員の海外研修制度を整備する
秋田短期大学	—	—

(2) 保健・医療・福祉の現場を支える人材の育成

①より広い地域で活躍する人材の育成

各大学は、臨床の現場を支える人材のみならず、在宅医療の現場や老人施設など地域社会を拠点に活躍する人材を求める社会のニーズにも対応し、赤十字の理念を基調とした教育を通じて、これらの期待に応えることのできる人材の育成を目指す。

②内外の赤十字活動を担う人材の育成

各大学は、社会が求める有為な人材を育成するとともに、赤十字医療施設等が必要とする人材養成の場でもあることから就職支援にあたり、これらに配慮した学生支援を行う。同時に、日頃から日本赤十字社支部・病院主催の災害救護訓練、地域防災訓練等に積極的に参加し、国内外の救援の現場でグローバルに活躍できる人材の育成に努め、そのために必要な教員の教育力を高めるために災害医療等の学会や赤十字の国際活動、国際救援セミナー等への教員の積極的な参加を支援するよう努める。

(3) 赤十字ネットワークとの連携

各大学・短期大学とも、支部や病院等が主催する災害救護訓練、支部主催の赤十字イベント、学内献血、救急法等赤十字講習（指導者の養成、派遣、講習会場の提供、地域でのPR等）、社資・義援金募集等に積極的に参加・協力する。また赤十字奉仕団等のボランティアとの連携を強化する。

そのために、支部・施設と緊密な連携を図れるよう、積極的に情報交換を促進する。

2. 質の高い教育の実践

(1) 学部・学科の教育課程の改善

① 社会のニーズに対応できる幅広い教養と高い技能の習得

教育の質向上が求められる中で学部・学科教育においては、豊かな人間性を培い、正解のない問題に直面する社会の中で自ら判断して答えを導きだす能力を育む必要がある。そのために幅広い教養教育の上に専門科目を効果的に組合せた教育課程の編成に努める。あわせて学士課程で身につけるべき学修到達目標を明確化し、それを実現するための教育課程の工夫を行う。

特に対人支援に関わる看護職養成においては、専門分野の枠を超えた知識や思考法はもちろん、人間としてのあり方や生き方に関する深い洞察や現実を正しく理解する力を涵養する。

単位互換相手校

大学名	平成 25 年度の 単位互換相手校	計画期間中の達成目標
日赤看護大学	スウェーデン赤十字大学	継続
北海道看護大学	北見工業大学 東京農業大学	単位互換の実績をつくる
秋田看護大学	秋田県内高等教育機関	赤十字原論への参加を確保
豊田看護大学	愛知学長懇話会加盟校	教育課程の充実と、学生の幅広い視野の育成と学習意欲の向上を図る
広島看護大学		—
九州国際看護大学		—
秋田短期大学	—	—

※ 赤十字学園各大学間の単位互換を進める

②主体的に学ぶ学生を育む教育の推進

近年の学生は、中教審の指摘にもあるように目的意識の希薄化、学習意欲の低下等が進行し、「勉強しない学生」が増えており、学力格差や成績の低迷などが問題化している。こうした現実を大学として重く受け止め、「自ら主体的に学ぶ学生」を育むための対策を講じる必要がある。

そのためにはまず、大学における単位認定の目安は、授業への出席に加え、一定時間の自己学修が要件であること、また大学は自己学修の仕方や探求的な学び方を身につける場であることなどを学生自身に理解させ、学生の主体的な学びを引き出すことが重要である。これは教育の質の確保に重要であることから、これらに配慮した指導を強化する。

③授業評価等の活用促進とFDの充実

卒業生を含む学生による授業評価及び教員の相互評価を通じ、授業内容・方法に関する自己点検評価を行い、FD等を通じて授業改善による教育の質の向上を図る。

(2) 大学院教育の充実・整備

①修士課程の充実

高度専門職業人及び教育・研究者等を養成する場として修士課程の充実を図る。そのために、夜間、土日開講や長期履修制度、e-learning を活用した履修機会の確保などを進める一方で、それに伴う教員の負担増も考慮し、教育体制を整備する。

また地域事情や社会の医療看護ニーズに対応し、必要とされる分野の高度な実践看護師の養成コースを設置する。すでに専門看護師コースを設置している大学にあっては、これらのニーズの変化を調査・分析し、必要な見直しを行う。

②博士課程の整備

社会や医療の変化の中、看護学分野の一層の充実・発展を図るため、社会や看護の動向を見据えつつ、国民のニーズを先取りして必要な看護理論を構築・提言できる教育・研究者等の育成を目指す。そのために各大学院が共同で実施する博士後期課程の実現に向けて実務的な検討を進める。

③ サテライト・キャンパスの活用

現行のサテライト・キャンパスの活用状況、利便性、費用対効果、学生の意見などを総合的に評価し、社会人学生等の利便性を高める場あるいは実習指導や社会貢献・広報活動の場としてのサテライト・キャンパスの有効活用について再検

討する。

(3) 6大学の連携強化

①単位互換の促進

学生の多様なニーズに対応し、柔軟かつ効率的な修学を可能とするため、6大学間の単位互換を促進する。

②遠隔教育システムを活用した教育の促進

6大学が連携した学部・学科及び大学院教育を促進するため、遠隔教育システムを活用した遠隔教育を実施するとともに、各大学が参加し、同システムを有効活用した教育方法を研究する。

3. 優秀な学生の確保と学生支援

(1) 入学者選抜方法の改善

優秀な学生を確保するために、学ぶ意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価する入試方法も視野に入試の改善を継続的に行う。

(2) 奨学金制度・特待生制度の拡充

各大学とも奨学金募集枠の拡充について日本赤十字社支部、病院へ積極的に働きかけるとともに赤十字以外からの奨学金の確保にも努める。また、特待生制度の一層の拡充を図るとともに、学業継続困難者への支援策を更に充実させるため、寄附・補助金等財源の確保に努める。さらに学生に対してはこれらの制度について十分な周知を図る。

(3) きめ細かな学生支援

学生の主体的な学修を支援するための実習環境の充実は極めて重要である。この一環として、学生が自由に自己学修又は協働学習できる場の提供や図書館の環境整備などを促進する。また、個別の修学指導や生活指導等メンタルヘルスも含めた、きめ細やかな学生指導を行う。

さらに就職や進学など、卒業生が生涯を通じて看護専門職としての能力を向上させ、発揮し続けることができるようキャリア支援体制も充実する。

(4) 国試に向けた学生支援の強化

看護専門職の道を志望する学生にとり、国家試験合格は必須の条件であることを認識し、大学として必要な学習支援を強化する。

III. 研究の充実・強化

大学の研究力の強化が叫ばれる中、科研費をはじめ、民間資金などを積極的に掘り起こし、これらを有効活用して質の高い研究を推進するため、学長のリーダーシップの下、研究力を強化する。

1. 研究活動の充実強化と社会還元

各大学における研究環境の整備など支援体制を強化し、各教員の研究活動を一層促進する。特に、医療や看護に関する地域社会等のニーズを的確に把握し、学長のリーダーシップの下で各大学が重点的に取り組むべき課題を明確にし、大学として戦略的な研究活動を推進する。また、赤十字看護大学間、地域の大学、自治体等との共同研究や連携事業を積極的に展開する。

各大学で学術情報リポジトリ等を整備し、各大学が行っている研究内容やその成果を積極的に発信するとともに、学会やシンポジウム等における各教員の積極的な発表を促す。

2. 競争的外部研究資金等の確保

(1) 科学研究費補助金の獲得と体制の整備

科学研究費補助金などの競争的研究資金への積極的な応募を支援・奨励するため、文部科学省や日本学術振興会、各種研究助成団体の公募要項等の情報を収集し、提供するなどの支援体制を整備する。

特に、科学研究費補助金については、全教員が毎年1件以上申請することを奨励するとともに、採択率を向上させるための各種支援を行う。また、大学ごとに各年度の申請率・採択率等の数値目標を設定する。

科学研究費等補助金の申請件数及び採択目標等

大学名	平成24年度		平成25年度		計画期間中の達成目標
	申請	採択(率)	申請	採択(率)	
日赤看護大学	16	7 (44.0) <11>	14	7 (50.0) <12>	採択率55% 採択合計 4,700万円
北海道看護大学	13	5 (39.0) <6>	14	5 (36.0) <3>	採択率60% 採択合計 5,000万円
秋田看護大学	8	3 (37.5)	4	0 (00.0)	採択率40% 採択合計 4,150万円
豊田看護大学	9	6 (66.0) <6>	9	1 (11.0) <13>	採択率30% 採択合計 1,500万円

広島看護大学	11	4 (36.4) <5>	19	9 (47.4) <6>	採択率 60% 採択合計 4,000万円
九州国際看護大学	10	3 (30.0) <9>	9	1 (11.0) <7>	採択率 50% 採択合計 2,000万円
秋田短期大学	0	0 (00.0)	0	0 (00.0%)	採択率 40% 採択合計 850万円

〈 〉は継続(外数)

(2) 大学教育改革支援事業への積極的応募

各大学の教育改革の取組みを促進し、特色ある優れた教育研究を組織的に行うため、文部科学省の各種支援事業や自治体等の助成事業へ積極的に応募し、更なる助成金の獲得を目指す。

(3) 学園研究助成金の効果的な配分

各大学の研究活動の活性化、研究意欲の醸成、若手研究者の育成のため、学園が行っている「赤十字と看護・介護に関する研究助成」や「教育・研究及び奨学金基金」による研究資金の交付対象及び配分方法について見直しを行う。

3. 日本赤十字国際人道研究センター事業の充実・組織の強化

平成23年度に本学園及び日本赤十字社の調査研究等に必要な事業を行うために新設した日本赤十字国際人道研究センターの事業を一層充実させ、各大学・短期大学のグループ力を生かしつつ、日本赤十字社との協働により赤十字に関する調査研究の学術的拠点としての整備を進める。

IV. 社会貢献の拡充・強化

地域の諸課題の解決に果たす大学や地域再生の核となる大学構想など、大学が果たすべき役割や機能への社会的期待が高まる中にあって、各大学は地元自治体等との連携を強化しつつ、地域貢献を一層拡充・強化し、地域社会において存在感のある大学を目指す。

1. 地域社会との連携強化

(1) 自治体等との連携・協力の促進

自治体（県・市町村等）と連携、協力し、大学の教育研究機能を生かして地域課題の解決に貢献するため、自治体の少子高齢化対策、地域医療、予防医学、介

護福祉政策並びに潜在看護師の社会復帰訓練などの分野で一定の役割を果たすため、自治体等への働きかけを積極的に行う。特に大学改革実行プランで提唱する「地域再生の核となる大学作り」(いわゆる Center of Community)構想や知(地)の拠点整備事業等も視野に大学が地域社会で果たす役割を強化する。

(2) 地域の諸課題への積極的な取組み

大学の所在する地元自治会、NPO 法人、赤十字奉仕団を始めとするボランティア等との連携により、地域の課題への取組みや地域防災活動等の行事に参加することを通じて地域社会に積極的に貢献する。

2. 地域住民への生涯学習の場の提供

大学は地域社会の人々に生涯教育や学び直しの機会を提供する場でもあることから、地域社会の「知の交流拠点」としての役割を積極的に果たす。そのためには地域に開かれた大学として図書館や体育館、グラウンド等を生涯学習の場として積極的に開放し、公開講座や聴講生としての正規授業への参加なども考慮する。

公開講座等の開催回数

大学名	平成 24 年度		平成 25 年度		第二次中期計画 期間中の達成目標	
	公開講座	その他	公開講座	その他	公開講座	その他
日赤看護大学	2	3	3	3	4	4
北海道看護大学	1	1	3	1	3	1
秋田看護大学	2	1	2	1	4	2
豊田看護大学	6	0	4	0	5	0
広島看護大学	19	1	25	3	30	3
九州国際看護大学	4	3	2	2	5	3
秋田短期大学	2	1	2	1	4	2

3. 社会的活動の促進

教員の専門分野の知見を生かし、学会、各種諮問委員会等の役員や委員を積極的に輩出するとともに、地域の大学コンソーシアム等が主催する関連講座等にも積極的に講師を派遣する。

V. 業務運営の改善

透明性の確保や説明責任など大学運営に求められる社会的要請に応えるため、コンプライアンスを徹底し、大学運営の健全化を図る。そのために、大学のガバナンス力を強化し、教職員が一丸となって安定的な経営基盤の確立を目指す。

1. 大学ガバナンスの強化

(1) 法人・大学運営体制

①理事会・評議員会等の充実と効率化

平成 22 年度に理事・監事・評議員の任期及び定数の改定が行われたが、理事会・評議員会のガバナンス機構の充実と効率化を図るために時宜を得た見直しを行う。

②監事機能の充実

大学に対する透明性を確保し、学校法人が安定した学校運営を行っていくためには、学校法人の公共性及び運営の適正性を確保するための監事機能を強化し、実効ある監査を実施する。

③法人・大学の諸規程の見直し

平成 24 年度に「学校法人 日本赤十字学園諸規程集」を整備したが、平成 26 年度以降も、変化する社会情勢や高等教育機関の特質を踏まえ、法人・大学の諸規程の改善を図り、あわせて時宜を得た諸規程の見直しを行う。

④効率的な大学運営の強化

6 大学を擁する本学園のスケールメリットを生かし、遠隔教育システムを活用したテレビ会議等を積極的に実施する他、各大学の共同調達の検討等効率的な大学運営を図る。

(2) コンプライアンスの強化

透明性の確保や説明責任といった社会的要請に対応した業務運営が求められる現状を認識し、各大学におけるコンプライアンスを徹底する。

教育活動においても透明性と説明責任を確保した運営を促進する。また、科研費等の外部資金の適正な使用の徹底を図る。

(3) 広報活動の充実強化

「赤十字の大学」としての特徴とメリットを強く訴えかける広報を展開する。そのために6大学のスケールメリットを生かした活動や日本赤十字社支部、病院等と連携した広報活動を強化する。

また、教育・経営情報は積極的に公開し、大学の透明性、説明責任を積極的に果たすよう努める。

さらに、各大学の特徴を明確にしたホームページによる学校案内や広報誌を作成し、オープンキャンパス、高校訪問等の募集活動を積極的に行うほか、インターネットを利用した学生への身近な情報ツールの可能性を検討し、質の高い学生の確保に努める。

2. 財政基盤の確立

(1) 経営意識の醸成

各大学においては、経営会議をはじめ各種会議等で経営状況（四半期ごとの予算執行状況等）を説明し、教職員全員が経営状況を理解して大学運営に取組む機運を醸成する。また、経営会議はその機能を十分に果たす。

(2) 経営基盤の確立

教育の質を保持しつつ、管理的経費の抑制を図り各大学業務の合理化、効率化に取組む。

大学経営に必要な施設基盤を確保しつつ、快適な教育研究環境を維持するため、長期的視点にたった施設整備計画を進める。

各大学における財務状況を把握する目的で、共通した財務指標を提示し、本指標を基に財務改善を図り安定した大学運営を目指す。

また、共同調達の可能性の検討など、6大学のスケールメリットを生かした運営が図られるよう積極的な取り組みを行う。

(3) 教育研究向上のための財源確保

経常費補助金確保のためにあらゆる取組みを行うほか科研費等の外部資金の獲得や大学教育改革支援事業助成金（知の拠点支援事業等）、寄附の積極的な受け入れを目指し帰属収入の増額に努める。

また、寄附の受け入れ体制を整備し、広報活動を積極的に行い、財源確保に努める。

3. 人材の確保と育成

(1) 人事交流等の促進

大学における人材の確保及び職員の能力と志気の向上により職場の活性化を図るため、本学園各大学間及び日本赤十字社施設等との人事交流を促進する。

また、授業等における6大学相互の教員の活用なども積極的に進める。

(2) 教職員研修の充実強化

教職員の教育力・事務能力の向上を図るため、専門領域である学会への参加のほか、各大学とも、毎年、学内研修を実施するとともに、日本赤十字社主催の研修・外部専門研修等への参加を促進する。あわせて全大学共同の研修実施体制を検討・整備する。

(3) 教職員モラル・人権意識の向上

教職員は、教職員間、对学生におけるコミュニケーションにおいて常に對人モラルや人権への配慮を怠ることなく良好な人間関係の構築に努める。そのために教職員に対して大学としての適切な指導を行う。

4. 危機管理体制の構築

(1) 危機管理と安全管理

学生が安全、安心に学生生活を送れるように、学内における事故や犯罪、災害の発生を未然に防止する危機管理と安全管理の体制を構築する。

また想定される災害等に備え、避難所の確保、備蓄食糧等の必要性の有無を検討し、有事に備える体制を整備する。

あわせて本学園プライバシーポリシーを遵守し、情報セキュリティについても留意する。

(2) 環境意識の向上とエコ対策

地球温暖化等への対応として教職員及び学生に対する省エネ意識を涵養することが重要である。そのため、CO₂排出量を計画的に削減する等のエコロジー対策を実施するとともに、教職員、学生自らが取組むエコ対策の実践に努める。

5. 質保証システムの構築

各大学とも大学基準協会等による第三者評価を受審し、「適格」認定を受ける。

また、大学の運営、教育の質を確保するために、毎年、自己点検評価を実施し、結果を公表し、評価結果に基づき改善に取組む。

6. 校友ネットワークの強化

卒業生と大学、また卒業生相互の生涯を通じた絆は大学にとって非常に大きな財産であり、強みでもあるので、卒業生の結束力強化と人的資源の交流・活用を進め、同窓会組織の強化を図る。また、日本赤十字社看護師同方会等との連携強化を図り、大学運営に対する継続的な協力を積極的に働きかける。

7. 専門学校キャンパス化、大学新設構想の検討

平成 25 年 3 月の「日本赤十字社看護基礎教育体制の再構築検討会報告書」の中で今後の看護専門学校のあり方に関し、その方向性の選択肢の一つとして示された看護大学のキャンパス化については、その課題等について検討を進める。

また関西地域における大学設立構想についても、引き続きその課題等について検討する。

日本赤十字看護大学における重点的な取組み

II. 教育の充実・強化

1. 赤十字の特色ある教育の推進と人材育成

- (1) 赤十字の理念に基づく教育の充実
 - ・タイ赤十字看護大学との提携と交流活動の実施（教職員交流、学生交流）
 - ・国際交流の充実拡大として、アジア圏、欧州圏の教育機関、諸団体との学生及び教職員の交換・研究交流提携を拡大
- (2) 保健・医療・福祉の現場を支える人材の育成
 - ・博士課程リーディングプログラムにおける災害看護分野の人材育成
 - ・JICAとの連携による看護関係者の受入れ
- (3) 赤十字ネットワークとの連携
 - ・防災訓練における日本赤十字社医療センター、東京都支部との相互協力
 - ・医療センター、総合福祉センターとのケアリング・フロンティア広尾連携会議の推進
 - ・幹部看護師研修センターとの本学教員派遣等による協力体制の推進

2. 質の高い教育の実践

- (1) 学部・学科・研究科の教育課程の改善
 - ・学部教育におけるチーム医療及び超高齢社会に向けた教育内容の充実強化
 - ・学部教育における今後各地で急速に進められていく地域包括ケアシステムの中での、地域全体を視野に入れた看護教育の強化
 - ・平成24年度から施行した学部教育課程の教育評価プロジェクトチームを組織、実施
 - ・少人数に選抜した学生に対する保健師教育の取組み
 - ・学部、大学院生の卒後の研究会、専門看護師資格取得への支援システム構築
 - ・平成26年度大学院修士・博士後期課程の新教育課程の実施及び評価
 - ・専門看護師教育課程38単位移行
 - ・修士課程修了時において自立して教育活動を行う教育力の育成、博士後期課程修了時では国際的・学際的な大学教員の育成の充実を図る（TA、RA制度の見通し及び構築）
- (2) 主体的に学ぶ学生を育む教育の推進
 - ・授業展開のための授業時間の見直し
　アクティブ・ラーニング実施への授業方法及び授業時間、時間割等の見直し、FDの実施
- (3) 国家試験対策の強化
 - ・国家試験対策に伴う学生との個別面談、ガイダンス、補講等の強化
 - ・卒業予定者を対象とした卒前スキルアップの実施

3. 優秀な学生の確保と学生支援

- (1) 入学者選抜方法の改善
 - ・高等学校到達度テスト導入の検討及びセンター試験利用の見直し 2018年度問題等に対応
 - ・大学院修士課程個別資格審査制度実施の継続と評価
- (2) 奨学金制度・特待生制度の拡充
 - ・学業を奨励するための特待生制度の見直し
- (3) きめ細かな学生支援
 - ・学生実態調査、学生の意見を把握するための会合やアンケート調査の実施
 - ・クラス担当教員による担当学生の履修状況を把握、少人数学生支援体制の充実強化
 - ・人権倫理相談員の研修実施→相談体制の充実化
 - ・共同災害看護学専攻学生への奨励金の充実 ・HP内の学生専用ページの拡充
 - ・図書館のラーニングコモンズとしての機能の充実と環境整備及び学生の主体的参加

III. 研究の充実・強化

1. 研究活動の充実強化と社会還元

- ・大学アーカイブおよび大学リポジトリの構築・運用による図書館機能の充実と研究活動の促進及び研究成果の社会への還元

2. 競争的外部研究資金等の確保

科学研究費補助金等の獲得と体制

- ・外部資金獲得へ文部科学省・厚生労働省・学園研究助成等に教職員の積極的な応募
- ・外部資金獲得に向けた計画書・申請書作成のための研修会継続実施及び研修環境の整備

IV. 社会貢献の拡充・強化

1. 地域社会との連携強化

- ・日本赤十字社本社との共同事業であるいわき市居住の浪江町民の健康支援事業の継続
- ・看護実践・教育・研究フロンティアセンターとケアリング・フロンティア広尾の連携

2. 地域住民への生涯学習の場の提供

- ・渋谷区と共に高齢者学び直しの公開講座事業の継続、履修証明プログラムの検討
- ・武藏野市との防災セミナー等の地域住民参加型連携プログラムの継続実施

3. 社会的活動の促進

- ・公開講座事業と渋谷区との連携「カルチャー講座広尾」を設置する

V. 業務運営の改善

1. 大学ガバナンスの強化

- (1) 大学ガバナンスの強化
 - ・学長・学部長及び専門スタッフによる教学マネジメント体制の確立、IR部会設置・運営
- (2) コンプライアンスの強化
 - ・FD・SD のプログラム内にコンプライアンスを意図したものを位置づけていく
- (3) 広報活動の充実強化
 - ・Facebook 等の導入により、情報の拡張性、速報性の強化

2. 財政基盤の確立

- ・平成 27 年度から 5 年程度かけて収支均衡となるための経営基盤の強化を図る
 - ①教職員の定数化と人件費支出の見直し
 - ②将来へ建物・構築物の財源の積み立て
 - ③寄附金の制度構築
 - ④徹底的なコスト削減、ランニングコストの削減

3. 人材の確保と育成

- ・人権倫理委員会による相談体制の見直し及び研修会の実施
- ・全教職員に対して教職員モラル・人権意識の向上を目指した FD・SD での研修実施

4. 危機管理体制の構築

- (1) 危機管理と安全管理
 - ・危機管理体制として、新危機管理マニュアルの実施・評価（緊急安否システムの構築等）
 - ・海外演習・研修などの際の危機管理対策の検討

5. 質保証システムの構築

- ・平成 27 年度大学基準協会による大学評価を受審する。実施体制と事務局内の体制強化
- ・内部質保障のシステム整備、外部委員の導入

6. 校友ネットワークの強化

- ・大学同窓会連携会議の継続、本学教職員の同窓会総会への出席、保護者会との連携
- ・大学院修了生を対象としたホームカミング・デーの実施と同窓会活動の充実

日本赤十字北海道看護大学における重点的な取組み

II. 教育の充実・強化

1. 赤十字の特色ある教育の推進と人材育成

- (1) 赤十字教育の充実
 - ・学部「赤十字・国際」及び大学院「災害看護学」の各科目の評価、改善
 - ・災害救護訓練、赤十字フェスタ等への継続参加
- (2) 海外交流の促進
 - ・JICA及び北見市との連携による海外の看護関係者の受け入れ、職員の派遣
 - ・学生の海外看護研修の企画、実施
- (3) 高度看護職者の育成
 - ・専門看護師教育課程の充実（精神・慢性期の申請）
- (4) 赤十字施設への講師派遣

2. 質の高い教育の実践

- (1) 教育課程の改善
 - ・カリキュラム検討委員会を中心としたカリキュラムの評価・改善
 - ・共同大学院(博士課程)開設に向けた取り組み
- (2) 教育方法の改善
 - ・クリッカー(導入済)を利用した双方向対話型授業の検討・実施
 - ・大学院生の指導を目的とする情報端末を活用した遠隔教育システムの構築
 - ・適正な成績評価及びGPA制度の導入の検討
- (3) その他
 - ・看護開発センターを中心とした継続教育及び各種研修会の実施
 - ・サテライト・オフィスの有効利用(入試広報、大学院生の指導等)の検討

3. 優秀な学生の確保と学生支援

- (1) 入学者選抜方法・試験会場の見直し・改善
- (2) 学生支援の充実
 - ・赤十字奨学金の充実、奨学金制度の適切な利用のための指導強化
 - ・学生に有益な情報が提供できるポータルサイトの構築
 - ・ホームページコンテンツの充実
 - ・資格取得のための学習支援の継続

III. 研究の充実・強化

1. 研究活動の充実強化と社会還元

- (1) 学術情報リポジトリの構築及び研究成果の社会還元
- (2) 教員の研究時間の確保、研究補助制度の充実等による研究環境の整備

2. 競争的外部研究資金等の確保

- (1) 外部資金の獲得とその支援
 - ・外部資金獲得に向けて全教員が1件以上申請
 - ・外部資金獲得に向けた申請書作成のための研修会実施

IV. 社会貢献の拡充・強化

1. 地域社会との連携強化

- (1) 協定を締結している自治体等との連携強化
 - ・網走開発建設部、北見工大、東京農大との具体的な事業の推進

- ・北見市教育委員会への講師派遣等による連携の促進
 - (2) 地域イベントへの積極的な参加
2. 地域住民への生涯学習の場の提供
- (1) 地域住民を対象とした公開講座、研修会の実施
 - (2) オホーツク圏を中心とした出前講義の実施
 - (3) 地域住民への図書館開放の推進
3. 社会的活動の促進
- (1) ボランティア活動の推進
 - ・陸前高田でのボランティア活動の支援継続
 - ・サマーキャンプ in クロスピレッジへの継続参加
 - (2) 公的機関の審議会、委員会への委員派遣の継続

V. 業務運営の改善

1. 大学ガバナンスの強化
- (1) コンプライアンスへの意識改革
 - ・コンプライアンスに関する研修会の実施
 - ・コンプライアンスの遵守、研究費の適正使用の周知徹底
 - (2) ホームページ等による積極的な大学情報の公開
2. 財政基盤の確立
- (1) 財政の健全化を図る
 - ・業務内容の効率化を図り、教職員の適切な人員配置による人件費削減
 - ・計画的な施設・設備の補修・整備・更新
 - ・会議資料・講義資料のペーパーレス化等、徹底的なコスト削減
3. 人材の確保と育成
- (1) 人事交流の促進
 - ・北海道支部、赤十字関連施設との人事交流の検討・実施
 - (2) 教職員のスキルアップ
 - ・FD・SD推進委員会を中心とした研修会の企画・実施
 - ・教員及び職員の全体会議等で検討し、モラル・人権意識の向上を図る
 - ・仕事の効率化をはかるための事務間情報共有・情報公開
 - ・サービス意識の向上とそれに対する行動計画・実施
 - ・事務業務に関して、プロジェクトチーム等による課の枠を超えた協力体制の構築
4. 危機管理体制の構築
- (1) 危機管理マニュアルの更新
 - (2) 実際に起こり得る災害を想定した防災訓練の実施
 - (3) 環境問題と省エネの必要性を教職員及び学生へ徹底周知
5. 質保証システムの構築
- (1) 質保証委員会を中心とした質保証システムの構築
 - (2) 第三者評価受審のための準備
6. 校友ネットワークの強化
- (1) 同窓会との連携強化
 - (2) 後援会との連携強化
 - (3) 卒業生への継続教育及び研究活動の支援強化

日本赤十字秋田看護大学・短期大学における重点的な取組み

II. 教育の充実・強化

1. 赤十字の特色ある教育の推進と人材育成

- (1) 第二次災害救護訓練法の実施
 - ・平成21年度より大学・短期大学の学生及び教職員が全員参加で実施している災害救護訓練の評価に基づき、新たに構築した第二次災害救護訓練法の展開を実施する。
- (2) 「海外看護演習」の教科目の開催に向けての検討および教育展開
 - ・平成28年度に開講となる「海外看護演習」の教育展開のための検討を行う。
- (3) 赤十字東北ブロック協議会の連携強化
 - ・赤十字東北ブロック協議会において、共同研究や合同研修会等を推進する。

2. 質の高い教育の実践

- (1) 教育方法の充実
 - ・看護学部1年～4年生に学内演習および看護学実習で展開をしているPBLおよび看護技術(OSCE)の教育方法を評価・検討を行い、さらに発展・充実させる。
 - ・本学は大学の看護学部看護学科と短期大学の介護福祉学科と併設していることから両学科の連携した合同教育の機会をもち、チーム医療を志向する社会の要請に応える人材育成を行う。
- (2) 教育課程の検討
 - ・短期大学介護福祉学科の教育は、地域の要請にも応えられる人材育成のため、将来に向けた検討を継続する。
- (3) 大学院教育の充実・整備
 - ・社会人学生のための長期履修制度の見直しと、その活用の周知を図る。
 - ・看護職者等の有職者のための科目履修の受講促進、入学前および修了後の教育体制を整備する。

3. 優秀な学生の確保と学生支援

- (1) 優秀な学生の確保
 - ・入学者選抜方法のあり方を検討する。
 - ・オープンキャンパス、高大連携や商業ベースの広報活動等の見直しを行い、学生確保のための周知を強化する。
- (2) 学生支援の充実
 - ・奨学金制度、特待生制度の見直し、充実強化を図る。
 - ・入学者推薦および就職先に関して、東北ブロック協議会との連携強化を図る。

III. 研究の充実・強化

1. 研究活動の充実強化と社会還元

- (1) 地域に役立つ研究の推進
 - ・秋田県がかかえる医療や看護の問題に応えるための研究を促進する。

2. 競争的外部研究資金等の確保

- (1) 科学研究費等補助金の獲得
 - ・外部資金を獲得するため、毎年、全教員が最低1回は科学研究費等補助金の申請を行う。

IV. 社会貢献の拡充・強化

1. 地域社会との連携強化

- ・地域の行政と連動して、高齢者の健康生活を支えるための人材育成および健康支援事業を展開する。
- ・地域に根ざした専門職業人のキャリア形成を考える教育を導入する。
- ・地域と連携した学生・教職員のボランティア活動を可視化し、展開の充実を図る。

2. 地域住民への生涯学習の場の提供

(1) コミュニティホール等の建設に関する検討

日本赤十字社秋田県支部、赤十字病院等とも連携しながら、地域・社会貢献の充実を図っていくため、公開講座、各種学会、講演会、講習会等を実施することができる講堂、多目的室、講義室等を兼ね備えたコミュニティホール等の建設について継続検討していく。

3. 社会的活動の促進

- ・地域住民への生涯学習として公開講座、123弁当箱法（食育の講座）、書き書きを実施する。
- ・自治体と連携してこどもサマーキャンプを実施する。
- ・地域の拠点となる大学として地域支援エリア活動プロジェクトを立ち上げる。

V. 業務運営の改善

1. 大学ガバナンスの強化

(1) 大学ガバナンスの強化

- ・平成25年度よりFD/SD研修会を実施してきたが、さらに委員会活動や事業展開における教職員の協働体制の強化を図る。
- ・カリキュラム等の検討は教務委員会を中心に行われてきたが、教育全般を中長期的な視点からも検討する教学マネジメント体制の確立を図る。
- ・センター機構の役割機能の遂行を促進し、組織運営の充実を図る。

2. 財政基盤の確立

(1) 経費の削減

- ・通常経費において、前年度予算対比マイナスシーリングを目標に経費削減に努める

3. 人材の確保と育成

(1) 県内施設間の人事交流

- ・秋田県支部、秋田赤十字病院等赤十字関連施設と本学職員の交流人事を促進する。

(2) 人材の確保と育成

- ・教職員の人材確保と育成を計画的に遂行する。

4. 危機管理体制の構築

(1) 危機管理マニュアルの更新

- ・現在整備している危機管理マニュアルに個別事象のマニュアルを作成するとともに防災訓練を実施する。

5. 質保証システムの構築

(1) 第三者認証評価の受審

- ・短期大学は平成26年度に、看護大学は平成27年度に受審するよう諸準備を取り進める。

(2) 大学運営の質保証

- ・評価センター機能として大学運営の評価メンバーに外部の有識者を加えた評価を定期的に実施する。

6. 校友ネットワークの強化

(1) 同窓会、同方会との交流

- ・本学卒業生で組織する同窓会、看護師同方会及び父母の会との連携し、支援体制の強化を図る。

日本赤十字豊田看護大学における重点的な取組み

II. 教育の充実・強化

1. 赤十字の特色ある教育の推進と人材育成

- (1) 大学院看護学研究科 災害看護学分野の設置（平成 27 年度～）
- (2) 中部ブロック赤十字病院の活動情報の学生への周知及び参加を促す。
- (3) 日赤各施設の災害救護訓練への参加
 - ・赤十字病院主催の赤十字フェアへの参加
 - ・学内献血の実施・救急法等赤十字講習の開催
 - ・中部ブロック各県支部・赤十字病院連絡協議会との連携強化

2. 質の高い教育の実践

- (1) 学部カリキュラム委員会で教育内容の充実改善を図る。
 - ・統合実習の実習施設、実習目的・目標の見直し
 - ・「看護研究方法」の学習内容の改善
 - ・平成 28 年度以降の教育目標・目的・教育課程について、特に、各科目単位数や時間数および実習配置の見直しを実施
 - ・就職先の訪問を通じ卒業生の就業状況を把握する同時に、在学生にその情報をフィードバックし、就業時での意識つけに繋げる。
- (2) 初年度教育の充実
 - ・「看護ふれあいゼミナール」の実践を通して看護学生としての動機づけを図る。
 - ・「探究ゼミナール」発表会へ教職員が可能な限り参加し、学生の主体的行動を目指した関わりをとれるように努め、学修効果につなげる。
- (3) 赤十字の看護大学間の共同大学院（博士課程）開設に向けた取り組み参画
- (4) 質の高い大学院生の入学確保のための入学応募資格や教育環境の見直し

3. 優秀な学生の確保と学生支援

- (1) 地域推薦入学試験導入の検討
- (2) 奨学金制度・特待生制度の拡充
 - ・学生・保護者向け奨学金（病院）説明会の実施
 - ・豊田市内病院の奨学金制度の充実の依頼提案
- (3) 在学生・卒業生への支援
 - ・臨床心理士による学生相談室の環境促進し、活用をはかる。
 - ・在学生への SEQ (Student Emotional Quotient) の実施による主体性・社会性の確保
 - ・卒業生の就職病院の訪問における相談業務の実施
 - ・ホームページの卒業生用進学、キャリアアップ等の相談窓口を活性化する

III. 研究の充実・強化

1. 研究活動の充実強化と社会還元

- ・科研費、赤十字と看護・介護に関する研究助成及び学校法人日本赤十字学園教育・研究基金への応募者、採択者に対して、インセンティブとして個人研究費に加配する体制を整備し、研究活動の充実を図る。また、研究成果を学術情報リポジトリにより公開し、社会へ還元する体制の整備により更なる拡充を図る。

2. 競争的外部研究資金等の確保

- ・科学研究費助成事業の全国及び本学の応募状況を踏まえ、具体的な目標件数を立てる。
- ・原則、継続課題のある教員を除き、原則全員応募を目標とする。
- ・採択率を上げるため、採択者による申請書類の書き方、各研究方法のレクチャーを実施する。更に、記載方法等をアドバイスし、書類の質を向上させる取り組みを行う。

IV. 社会貢献の拡充・強化

1. 地域社会との連携強化

- ・豊田市包括協定に基づく連絡協議会において実施する事業の進行管理を実施
- ・豊田市職員を対象として本学のPCを使用した保健統計の分析手法を指導
- ・交流館・地元自治会の主催するフェスティバルの健康コーナーへ参加
- ・豊田市社会福祉協議会・豊根村との共同講座の開催

2. 地域住民への生涯学習の場の提供

- ・グラウンド、体育館、テニスコート等の積極的な開放
- ・地域住民の健康増進の向上に目指した魅力ある公開講座（成人看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学等）の開催

3. 社会的活動の促進

- ・豊田市包括連携協定に基づく各種事業への参画並びに市内他大学との連携強化
- ・とよた防災フェスタに本学学生が企画・運営スタッフ、ボランティアスタッフ等で参画
- ・地域の健康づくり推進事業および地域医療機関における看護研究指導の実施

V. 業務運営の改善

1. 大学ガバナンスの強化

- ・コンプライアンスへの意識改革の一環として、定例的な研修制度の確立
- ・学長をトップとした指揮命令により大学の経営力の強化、経営資源の拡充への取り組み
- ・迅速な情報提供のためのホームページのリニューアル

2. 財政基盤の確立

- ・教授会にて経営状況（四半期ごとの予算執行状況等）を説明し、コスト意識を醸成する
- ・中長期ビジョンに基づく、計画的な資金計画の立案（大規模修繕・施設・備品の更新整備）
- ・助成金、寄付金の継続的獲得に努めるとともに、あらゆるコスト削減を実施

3. 人材の確保と育成

- ・事務職については、愛知県内の赤十字施設（支部・血液センター・病院）間で人事交流を積極的に実施するとともに、大学職員としての専門性の高い職員を育成する。
- ・日本赤十字中部ブロック夏季セミナーを開催し、看護実習指導についての更なる研鑽
- ・各専門領域の学会、学園教職員のFD・SD研修会等への積極的な参加
- ・ハラスマントの理解と予防対策の継続的な啓発活動
- ・教員のチューター制度の役割の理解と遂行するための学内研修会の開催

4. 危機管理体制の構築

- ・危機管理マニュアルの整備
- ・定期的な教職員・全学生参加型の災害救護訓練の実施
- ・環境問題と省エネの必要性を教職員、学生へ周知、設備委託会社と省エネ対策を検討実施
- ・教職員及び学生の健康管理

5. 質保証システムの構築

- ・中期計画に基づく各種委員会の活用及び事務局の充実化
- ・自己点検評価を計画的に実施し評価結果に基づき改善を図る

6. 校友ネットワークの強化

- ・同窓会の育成(活動内容指導、会員間の情報交流指導の実施、ホームカミングデー)を通じての大学との連携促進、父母後援会との連携強化、在学生への支援を実施する。

日本赤十字広島看護大学における重点的な取組み

II. 教育の充実・強化

1. 赤十字の特色ある教育の推進と人材育成

- (1) 海外教育機関との交流促進・海外体験を推進する
 - ・海外演習及び語学研修を継続実施する
 - ・コロラド大学デンバー校（交流協定締結校）との交流を推進する

2. 質の高い教育の実践

- (1) 教育課程（プログラム）を体系化する
 - ・人材育成目標（D P、A P、C P）を明確化する
 - ・体系的な教育課程の編成と構造を明示する
 - ・チーム医療や地域包括ケアに対応した教育の実施、実施体制の見直しを行なう
- (2) 主体的に学ぶ学生を育む教育を推進する
 - ・学修ポートフォリオを活用して学修意識の醸成と学修指導を充実する
 - ・到達目標の明記、具体的な学修内容を記載し、シラバスを充実させる
 - ・適正な成績評価と単位認定（G P C、G P A制度の導入）を行う
 - ・学修環境の整備（自習室の整備、I C Tの活用）を行う

3. 優秀な学生の確保と学生支援

- (1) 入学者選抜方法を改善する
 - ・学ぶ意欲・能力適正等を多面的・総合的に評価する入試方法を改善する
 - ・入学試験成績と学修成果の相關分析による入学者選抜方法の改善を行う
 - ・大学院における研究計画書・研究論文の提出、面接試験の内容について改善する
- (2) 学生支援を充実させる
 - ・奨学金制度等の活用、特待生制度の効果的な運用を検討する
 - ・学生生活の支援として、オフィスアワー・チューター制度の充実を図る

III. 研究の充実・強化

1. 研究活動の充実強化と社会還元

- (1) 社会（実践）に役立つ研究を推進する
 - ・医療や看護に関する地域社会等のニーズを把握し自治体等との連携事業や共同研究を推進する
 - ・目 標 学会発表：年 1件、論文投稿：年 1件

2. 競争的外部研究資金等の確保

- (1) 競争的研究資金への申請を奨励する
 - ・目 標 申請：24件／年、採択率：50%、採択金額：3000万円／年
- (2) 教員研究費の効果的な配分を行う。また、赤十字助成については積極的に応募する

IV. 社会貢献の拡充・強化

1. 地域社会との連携強化

- (1) 自治体等との連携協力を推進する
 - ・廿日市市健康まちづくりプロジェクトへ積極的に参画する
 - ・地域住民の健康ボランティアを育成する

2. 地域住民への生涯学習の場の提供

- (1) 地域住民のニーズに基づいて公開講座を実施する
 - ・公開講座 30 講座 : 2,000 人

3. 社会的活動の促進

- (1) 赤十字病院等地域の基幹病院におけるチーム医療体制構築へ協力する

V. 業務運営の改善

1. 大学ガバナンスの強化

- (1) 組織の見直し運営体制の改善を図る
 - ・経営企画部門の設置など組織のあり方を検討し、経営意識の醸成を図る
- (2) コンプライアンスの強化、研究費の適正使用に努める
- (3) 戦略的広報の推進、多様な広報媒体の活用、大学情報を積極的に公開する

2. 財政基盤の確立

- (1) 教育・研究向上のための財源確保
 - ・私立大学等経常費補助金等の増額獲得へ取組む
 - ・寄附を積極的に受け入れる（継続的な寄付金受入制度の整備、広報活動）
- (2) 経費の抑制
 - ・教育・研究水準の維持向上に配慮した教職員の適正配置と、総人件費を抑制する
- (3) 施設の適正な管理の推進
 - ・教育研究環境を維持するため、長期的視点にたった施設整備を計画的に推進する

3. 人材の確保と育成

- (1) 優秀な教職員の確保
 - ・教育力・研究力の優れた多様な経験を有する教員採用を行う
- (2) 教職員研修の充実強化
 - ・S D / F D活動への参加を促進する
 - ・学内研修の実施、日赤主催の研修・外部専門研修等への参加を促進させる

4. 危機管理体制の構築

- (1) 各種マニュアルの整備を行う（危機管理、情報関連の安全管理、倫理など）
- (2) 教職員、学生等への周知と学生自らが取組むエコ対策を推進する

5. 質保証システムの構築

- (1) 教育の質保証委員会を中心とした質保証システムの構築・展開を図る
- (2) 自己点検評価・外部評価の実施、結果の公表、評価結果に基づく改善策の検討を行う

6. 校友ネットワークの強化

- (1) 卒業生の結束力強化と人的資源の交流・活用により、校友の組織強化を推進する
- (2) 卒業生が大学に来やすい環境づくりに努める（ホームカミングデーなど）

日本赤十字九州国際看護大学における重点的な取組み

II. 教育の充実・強化

1. 赤十字の特色ある教育の推進と人材育成

- (1) 国際交流協定大学（7大学）との交流促進
 - ・交流事業（学生・教員交流及び共同事業）について、優先順位をつけて実施・継続する。
- (2) 海外教育機関との協定締結
 - ・アメリカ聖アンソニー看護大学との交流協定を締結する。
 - ・インドネシア国立イルランカ大学との短期留学生(学部生)交換を開始する。
- (3) 赤十字施設との教育・研究の推進
 - ・熊本赤十字病院（国際拠点病院）との覚書に基づき、赤十字教育、国際・災害看護に関する教育・研究を推進する。

2. 質の高い教育の実践

- (1) 教育課程の改善
 - ・カリキュラムポリシーに基づき、第二次（新々）カリキュラムの改正を行う。
 - ・カリキュラム系統図、ナンバリングを作成し、教育課程の編成と構造を明確化する。
- (2) 教育の質の向上
 - ・ルーブリックを作成し教授方法、授業評価、成績評価を改善する。
 - ・主体的な学生を育成するため、自己教育力の育成がすべての科目の目標の一部となるようにする。
 - ・専門看護師課程の設置について検討する。
 - ・社会人の科目等履修を進めるために、遠隔授業とスクーリングで履修できるシステムを整備する。（サテライト（福岡赤十字病院）において「お試し受講」を開始する。）

3. 優秀な学生の確保と学生支援

- (1) 学生支援の充実
 - ・外国人留学生・研究生、教員・研究員の受け入れ制度を確立し受け入れる。
 - ・学生の海外留学制度を確立し推進する。
 - ・就職情報を提供し、進路指導を充実する。（赤十字施設への就職率70%を目指す）
 - ・オフィスアワーを設定する。

III. 研究の充実・強化

1. 研究活動の充実強化と社会還元

- ・教員の研究時間の確保及び研究支援環境の整備体制を整える。

2. 競争的外部研究資金等の確保

- ・科研費をはじめ、民間資金などの応募情報を把握し、逐次、全教員に情報提供を行うよう取り組みとしてリスト作成し、一時的な情報提供ではなくいつでもアクセスできる環境を整える。
- ・全教員が外部資金獲得に挑戦（申請）し、その実績が上がる 것을を目指す。

IV. 社会貢献の拡充・強化

1. 地域社会との連携強化

- (1) 自治体等との連携
 - ・宗像市との連携協定に基づき、連携事業を実施、継続するとともに共同研究を企画する。また、各種審議会・協議会の委員に就任し、会議に参加する。
- (2) 地域連携室を設置し、地域連携を強化する。
- (3) 看護継続教育センターでの新たなコースを開設する。

2. 地域住民への生涯学習の場の提供

- ・地域住民・地域医療従事者向けの教育の場（公開講座等）を提供する。

3. 社会的活動の促進

(1) 学外組織との連携

- ・西日本新聞社、JAグループ、リサーチパーク協議会等の外部組織と連携し、各組織の特色を生かした社会貢献に向けて連携する。

V. 業務運営の改善

1. 大学ガバナンスの強化

(1) コンプライアンスの強化

- ・諸規程の見直しを図り、全教職員に規程集を配付するとともに教授会・教職員会議等でコンプライアンスを遵守するよう周知徹底を図る。

(2) 広報活動の充実強化

- ・ホームページ、大学機関紙等の内容充実を図り、ステークスホルダーである保護者、同窓会、赤十字関連施設への積極的な情報提供に努める。

2. 財政基盤の確立

(1) 経営意識の醸成

- ・教職員の経営意識の醸成を図るため、経営会議をはじめ各種学内会議を通じて財務状況を教職員に周知徹底する。

(2) 経営基盤の確立

- ・明確な財務計画の立案及び実施に努める。
- ・改修計画、設備点検計画の実施に努める。

3. 人材の確保と育成

- ・教員の編成方針を明確にし、教育体制を整備する。

- ・教職員の研修・研究推進支援プログラムを作成し、実施する。

- ・教員の海外研修制度を確立し推進する。

- ・赤十字関連施設等における教職員の人事交流を図るための具体的方法（協定書等）を検討し実施する。平成26年度から赤十字病院と人事交流を図る。

- ・人権啓発講演会、ハラスメント研修会を継続実施する。

4. 危機管理体制の構築

(1) 危機管理と安全管理

- ・健康管理、情報セキュリティ、緊急時連絡体制の整備を図る

- ・宗像市との災害時における支援協力に関する協定に基づき、市民等の安全確保を図る。

(2) 環境意識の向上とエコ対策

- ・集中監視室における空調機温度設定の固定化対象教室等の見直しを図る。

- ・エコ対策に取り組む。

5. 質保証システムの構築

- ・事業報告書と大学評価基準にもとづく自己点検評価報告書を作成し、改善項目についての周知徹底を図る。平成27年度大学評価受審の準備を開始する。

- ・企画戦略室を設置し、戦略に基づいた目標管理を教職員一体となって運営する。

- ・大学の運営、教育の質を確保するため、第三者を構成員とする大学運営審議会を再編し、評価・改善を図る。

6. 校友ネットワークの強化

- ・同窓会との連携を図り、卒業生のマーリングリストを作成し積極的な情報提供を行い、校友ネットワークの強化に努める。